

「ICT活用の手引」

～福岡県立三池工業高等学校(定時制)～

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みいただき、本校の取り組みへのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1 端末使用の際のルール及び注意点	2
2 生徒用アカウントの取り扱い	2
3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	2
4 健康面への配慮	3
5 トラブルが起きた場合の対応	3
6 その他	3
7 資料	4～5

改訂履歴

Ver1.0 初版発行 発行日 令和4年12月19日

1 端末使用の際のルール及び注意点

- 学習活動に有益な情報を収集・分析したり、学習成果をまとめるなど、積極的に活用して、学習の定着を図るとともに情報活用能力を高めること。
- 学習に関係のない目的では使わないこと。
- 端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、濡らしたりしないよう、注意すること。
- アプリケーションのインストール及び、アンインストールを行わないようにすること。
- 端末を所持したまま商業施設や学習に関係ない場所等には立ち寄らないこと。また、機器は肌身離さず持ち運ぶこと。
- 安全のため、充電には正規の充電器を使うこと。
- 端末を家に持ち帰って使用する場合は、事前に端末借用申請書を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
- 自分のアカウント・パスワードは、第三者に教えないこと。
- 自分のアカウント・パスワードは第三者の目に触れないよう管理すること。
- 自分のアカウント・パスワードを忘れてしまった場合、または紛失した場合はただちにクラス担任を通じて学校に申し出ること。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に不用意に書き込まないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報に触れた際は、速やかに担任又は本校担当教員に相談すること。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離 30cm 以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末が故障、破損、紛失した場合、又は盗難にあった場合は、ただちにクラス担任を通じて本校担当教員に相談・連絡すること。(土日、祝日を除く)

福岡県立三池工業高等学校 定時制課程 (電話 0944-53-3036)

- 上記の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- ネットトラブルに関しては、上記本校担当教員又は次の相談窓口にご相談すること。

福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 (電話 0120-494-100)

6 その他

- 本校では、教育への ICT 活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施することがあります。
- ネットワークの機械トラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。

7-1 資料 端末の活用方法【Chromebook でできること】

- 調べ学習を通し、インターネットと情報について学ぶことができます。
- 社会に出たときに必須な基礎的な PC スキルの取得。
- 自分のアカウントやパスワードの概念、情報モラルについて体験的に学習できます。
- Classroom を通して、オンライン上での連絡方法、学習方法を学べます。
- 学校からの連絡、アンケート、書類や提出物の管理が簡単にできます。
(Classroom での課題管理)
- 一方的な学習ではなく、双方向型の学習が可能です。
→生徒参加型の授業が実現します。
- 共同編集や作業を通して、連携力や、協調性を学べます。
- 発言が得意ではなくても、PC を通すことで発言や主張がしやすくなります。
(文字を打ち込むことで発言、表現が可能)
- 視覚的、聴覚的な情報を取り扱えます。
→様々な方法で自己表現が可能です。(画像や動画での表現)。
- いつでも何度でも、知りたい情報を引き出すことができ復習ができます。
→繰り返し学習することで学習の遅れを改善(過去の授業内容や課題データ等)

7-2 資料 端末の貸出に関する留意事項

- 1 貸出用の端末を自宅で使用する場合は、「端末借用申請書」(保護者等による記入が必要)に必要事項を記入の上、担任の先生に提出してください。
- 2 貸出期間中は、保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用してください。
- 3 学習活動に使用することが貸出の条件です。学習活動以外の使用は禁止します。
- 4 許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更することは禁止します。
- 5 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN (無料 Wi-Fi スポット等) に接続することは禁止します。
- 6 写真や動画等の個人情報の保存は禁止します。
- 7 落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に扱ってください。
- 8 機器の故障や破損、紛失又は盗難等が発生した場合は、速やかに担任の先生に連絡してください。
- 9 8 の場合、生徒の故意又は重大な過失によると認められた時は、保護者等に補償を請求することがあります。